九　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～5　略］		
6	削除	
［7～11　略］		
12	削除	
［13～130　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～5　同左］		
6	(1)　北海道北見市中央町２番２号　(162.10) (2)　北海道常呂郡訓子府町字柏丘214番地２　(210.10)	北緯43度48分35秒東経143度53分21秒の地点と北緯43度46分46秒東経143度49分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［7～11　同左］		
12	(1)　北海道千歳市千代田町２丁目　(65.60) (2)　北海道千歳市中央855番地1034　(139.10)	北緯42度49分28秒東経141度38分43秒の地点と北緯42度52分31秒東経141度44分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［13～130　同左］		

［2・3　略］　［2・3　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十　平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～61　略］		
62	削除	

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～61　同左］		
62	(1)　茨城県稲敷市中山1627　(67.30) (2)　茨城県稲敷市高田字矢ノ上2843―１　(42.60)	北緯35度54分46秒東経140度16分58秒の地点と北緯35度56分33秒東経140度18分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度56分43秒東経140度19